<table>
<tr><td colspan="4">航空自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">物　品　番　号</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">防府南ＬＰＳ－Ｘ９９１１４</td></tr>
<tr><td rowspan="5">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="5">照明機材の設置</td><td>承　認</td><td>令和８年１０月２７日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>令和８年１０月２７日</td></tr>
<tr><td>改　正</td><td>令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>航空教育隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

本仕様書は、防府南基地において使用する照明機材の設置に関する事項について（以下「役務」をいう）適用する。

1.2　履行場所

航空自衛隊防府南基地

2　一般事項

2.1　本役務の実施に関する責任は、契約の相手方が有するものとする。

2.2　本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官を通じ実施するものとする。

2.3　本役務の実施にあたっては、既設の設備や備品等に損傷を与えないように行い、万一損傷を与えた場合には、速やかに監督官に申し出るとともに、契約相手方の責任により回復するものとする。

2.4　本役務の実施にあたっては、監督官の指示に従い実施するものとする。

2.5　契約の相手方による基地内での写真撮影については、契約に必要な場合及び内容のみとし、都度、監督官等の許可を得るものとする。

3　役務に関する要求

3.1　本役務において設置する照明機材の規格及び数量等は、下表のとおりとし、照明機材及びその他設置に必要な部材等は、契約の相手方が準備するものとする。

品目	規格	単位	数量	備考
ソーラー照明灯	SIGEN-RS3012－SUS	基	26	又は、同等品（他社の製品を含む。）

分類番号：Ｅ－１０－１２４　　作成年度：２０２６年度

保存期間：５年　　枚　　数：４枚

保存期間満了日：２０３２．３．３１　　開示判断：開示

3.2　本役務の内容は、3.1 に示す照明機材を設置するものとし、細部設置上の要件は、別図第１のとおりとする

3.3　本役務で使用する器材等は、契約相手方が負担するものとする。

3.4　本役務により設置する照明機材の設置場所は、別図第２のとおりとし、設置場所の細部は、事前に、監督官と現地にて調整を行い、監督官に従うものとする。

3.5　役務実施後の細部納まり等については、監督官の指示によるものとする。

3.6　役務実施の時間は、平日の 8時15分から17時00分を基準とし、これによりがたい場合は、監督官と協議する。

3.7　契約相手方は、設置完了後、試運転により機能確認を実施するものとし、不具合が発生した場合には、契約相手方の責任により、速やかに補修または交換を行うものとする。

4　発生屑の処理について

作業等により生じた発生屑（残土も含む。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びにその他、関係法令に敷いた外契約相手方が適切に処理し、検査官に報告するものとする。

5　品質保証

本役務の保証期間は、完成検査を完了した日から１年間とし、通常に使用において保証期間中に生じた不具合については、契約相手方の責任により、速やかに補修または交換を行うものとする。

6　監督・検査

6.1　この仕様書に基づき、契約相手方は監督官の指示、立ち合いの下、本役務を実施するものとする。

6.2　検査官は設置役務完了後に検査を実施し、異常が無ければ検査合格をもって役務完了とする。

7　その他の指示

7.1　契約相手方は、役務履行中において、事故防止のため安全等には万全な処置を講ずるものとする。

7.2　本仕様書に記載のない事項及び疑義については、契約担当官との協議によりその指示を受けるものとする。

別図第１

細部設置上の要件

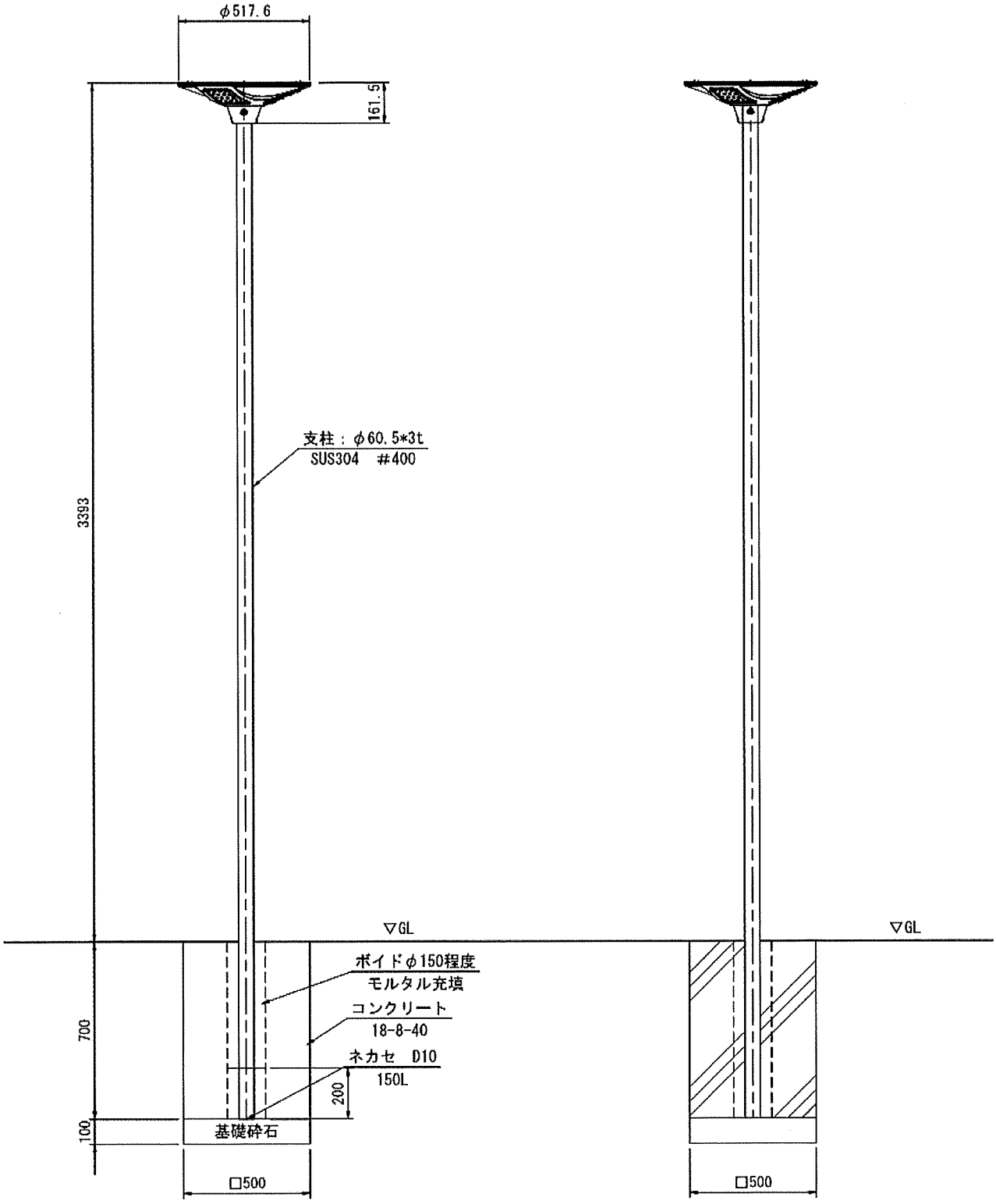

照明機材の設置場所

凡例
- ●：新規設置個所
- ➡：照射方向
- ：照明範囲（直径６ｍ）
- ◒：既設の照明機材

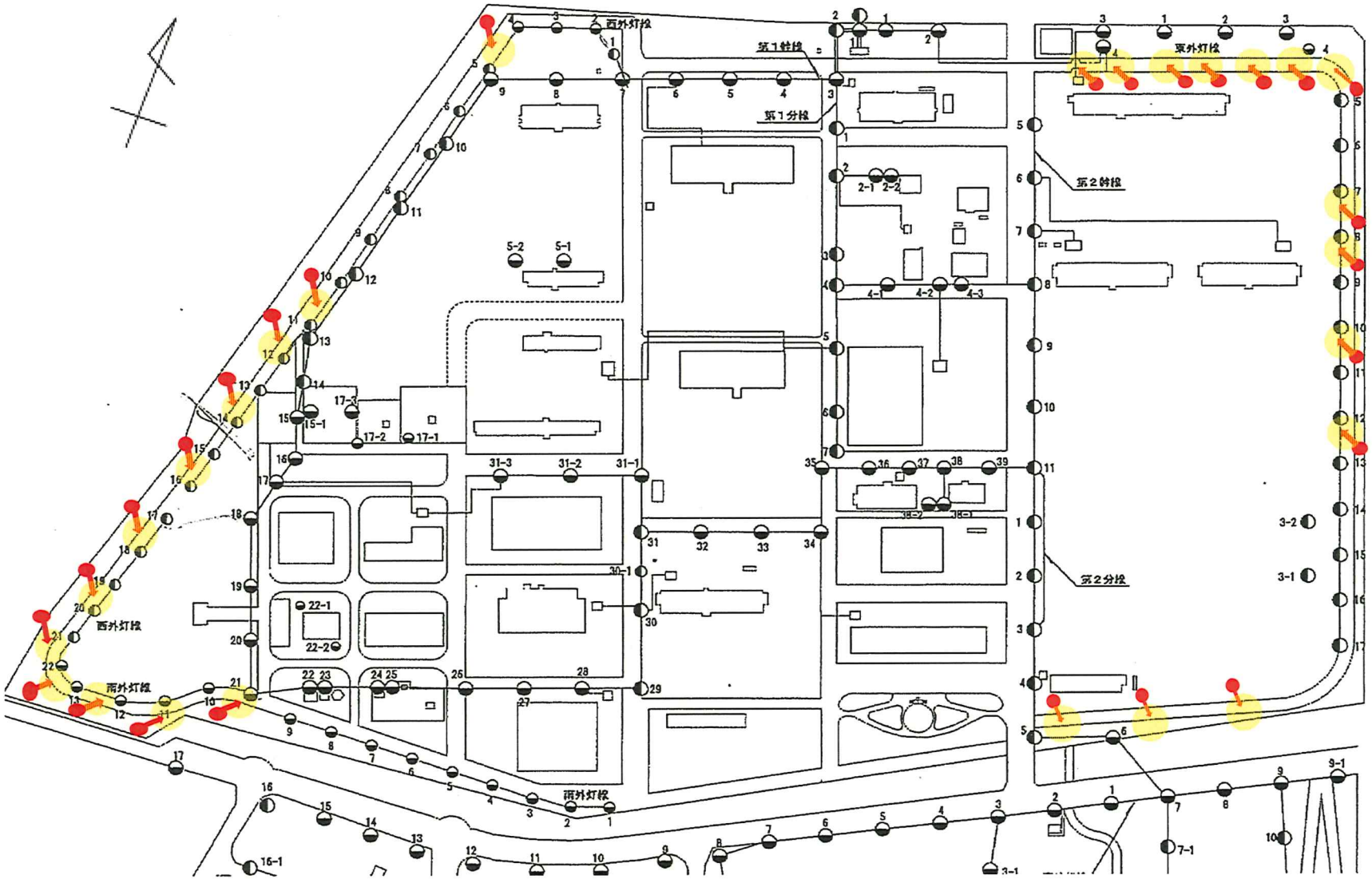

別図第２